

ID: 112

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	助成の決定		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町老人医療費助成に関する条例 第7条		
<b>例規番号</b>	昭和57年 条例第37号		
<p><b>【根拠条文】</b> (助成の方法)                  第七条 町長は、対象者からの申請に基づき老人医療費を支払うものとする。ただし、対象者のうち医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者が高齢者医療確保法第五十七条第三項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)において医療の給付を受けた場合には、町長は保険医療機関等に老人医療費を支払うことによつて助成を行う。この場合、対象者は、保険医療機関等に対して一部負担金を支払うものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  第6条の規定による。 (助成の範囲)                  第六条 町長が助成する額は、次に掲げる額の合計額(以下「老人医療費」という。)とする。                  一 対象者に係る自己負担額から高齢者医療確保法第六十七条第一項の規定の例により算定した額及びその他同法第五十条の規定による被保険者が同法の規定により負担すべき額に相当する額(町長が、同法第六十九条第一項各号の規定の例による措置を採る場合は、当該措置が採られた場合の額をいう。以下「一部負担金」という。)を控除した額                  二 一部負担金が同法第八十四条の規定の例により高額療養費の支給要件に該当する場合には、同条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額。この場合において、一部負担金は自己負担額を超えることはできない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	2日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日